

夜間特別勤務手当誤支給に係る精算方法

	通常の返納方法 (毎月、月例給与からの控除により返納)	高額な社員に対する返納方法(特例) (毎月、請求書により返納)
返納方法	毎月、月例給与から控除 (注) 人事システムの制約により賞与併用はできません。	毎月、請求書到着後に支払 (1) 月例給与からの控除を組合及び社員に理解を得られた場合は給与事務担当者控除により毎月控除の上、給与事務担当者又は管理社員が請求書を払い込む (2) 月例給与からの控除不可の場合は、社員が払込を実施
返納期間	原則、誤支給期間と同期間 (注) 高額な場合(概ね100万以上)は、6年間(人事・経理集約センターとの契約期間)まで可能	原則、誤支給期間と同期間 (注) 高額な場合(概ね100万以上)は、1回1万円以上の金額であれば返納期間を誤支給期間よりも延長することも可能
所得税	今後の月例給与から控除することにより当月の課税対象額が少なくなり、その分、毎月の所得税額が減少※ ¹	平成19年に遡って再計算し、各月例給与において還付※ ¹
住民税	毎月の月例給与から控除することにより、返納金額によって年間の給与所得が低くなることにより、翌年以降※ ² の住民税に反映される。	市区町村において住民税額を決定するため、所得税再計算後、市区町村において住民税額を再計算し、還付額が発生した場合は市区町村から還付※ ¹
雇用保険	月例給与から控除することにより当月の雇用保険額が減少	雇用保険額を差し引いた金額で請求書を発行
共済組合	平成24年9月分まで人事システムにおいて計算	平成24年分人事システムにおいて計算 平成23年分以前※ ³ 人事・経理集約センターにおいて手計算 (注) 定時決定に影響がある各年の4月～6月に返納が発生した社員のみ
その他	分割途中で退職等により控除できなくなる場合は、請求書へ切替	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「履行延期(延納又は分納)申請書」に記名押印が必要 ■ 雇用保険料還付については、ハローワークからの還付は過去2年間のため、3年間分は会社が補てん ■ 給付金(大震災による災害見舞金等)を受けた社員は見直し後の標準報酬により給付金の返納が発生するが、その返納分については会社が補てん

※1 所得金額の高低により還付(減少)がない場合もあります。

※2 住民税は前年の所得によって税額が決定されるため、反映は翌年になります。

※3 標準報酬の見直しが行われた社員は、共済センターより掛金を還付されます。

なお、共済組合掛金において年度を跨がる遡及は、今回に限り、実施するものです。